

広報のほりば おしらせ

発行 48. 9. 1 No.35

登別市民憲章

心身をきたえよく働いて

活気あふれる豊かな

まちをつくりましょう

敬老年金の 受給申請を

今年も満七十五才（昭和四十八年九月一日現在）以上の老人を対象に、次により敬老年金を支給いたしますので、対象となる方は必ず申請するようにしてください。

△対象年齢および支給金額

・満七十五才と七十九才

五、〇〇〇円

・満八十才以上一〇、〇〇〇円

△該当要件

・当市に住民登録している方

△受付期間

九月一日～九月五日

△受付場所

福祉事務所または各支所

△印鑑を忘れず持参ください

国民年金

標語の募集

国民年金制度の周知を図るため

道国民年金協会では、次の要領により道民一般から国民年金を主題とする標語を募集しています。

募集要領は

①応募資格
道内に居住している人で、年金性別は問いません。

②標語の内容
用語は、できるだけやさしい字句を用い、語調は自由です。

内容は国民年金制度の普及推進に寄与するもので、独自の着想による未発表の作品に限ります。また、すでに発表された国民年金標語に類似したものは除いてください。

③応募の方法
・応募用紙は、官製はがき一枚につき一作品とし、住所、氏名、年令、職業を付記してください。

・応募期間は九月三十日（日）まで（当日消印有効）
・作品の送り先は、北海道国民年金協会（札幌市中央区北三条西六丁目、北海道民生部国民年金課内）

・入選発表
入選作品の発表は、十月の新聞等で発表するほか、直接入選者に通知します。

・なお、入選者には次の賞金を贈呈します。

- 入選第一席 一点（金一万円）
- 第二席 二点（金五千円）
- 第三席 三点（金三千円）

乳幼児医療費の助成制度の実施

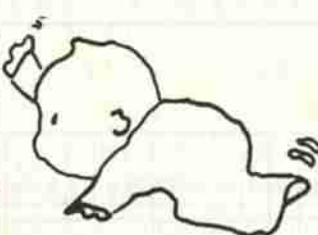
受給資格の手続を早めにと

乳幼児の健康増進と健やかな育成を図るため、三才未満児の医療費の助成制度を九月一日から実施します。

該当のご家庭には連絡いたしており、ご承知のことと存じますがこの制度の対象者は、昭和四十五年九月二日以降に生まれた乳幼児です。また、対象者は、受給資格の登録を受けなければなりませんので登録申請をしていない方は、早めに市福祉事務所まで手続をしてください。

なお、手続には乳幼児が加入している健康保険証と印鑑を持参してください。

赤ちゃん検診



市では、医師、保健師、栄養士による赤ちゃん検診を、つぎの日程でおこないますので、母子手帳を必ず持参してください。

・対象児
昭和四十八年五月生の乳児
昭和四十八年六月生

・内容
計測、診察、栄養指導
・用意するもの
変えオムツ、バスタオル、通知ハガキ

実施月日	受付時間	実施場所	対象地区
9月13日	12時00分～12時30分	登別公民館	登別町 上登別町 富岸町
9月12日	12時30分～1時	観別生活館	来馬町 川上町 釜山町 札内町 観別町
9月11日	12時30分～1時	登民会館	登別町 富浦町 内別町 中登別町 登別町 登別町 登別町 登別町 登別町 登別町

秋期予防接種をおこないます

秋の予防接種を、次の日程で行ないますので、生後3か月以上の乳幼児は、全員受けるようにしてください。また、昭和48年度より「毎週木曜日（年間を通じて）」予防接種を行なっておりますので、対象年齢内の乳幼児で病気などでまだ予防接種を受けていない方も気運におこしください。

○体温は出かける前に必ず計ってください。 ○予防接種には、母親が必ず付添ってくること。
○会場が混雑しますので、対象外の子供はつれてこないこと。 ○母子手帳は必ず持参すること。

秋 期 予 防 接 種 日 程 表

種 別	対 象 者	回 数	料 金
三 種 混 合	生後3ヶ月以上6ヶ月までの未接種者	3	無 料
	前項の接種後1年から1年半経過したもの	1	"
生 ワ ク	生後3ヶ月から1年半に至る期間の者	1	"
	上記終了後6週間以上経過したもの	1	"
種 痘	1期を終了した方で小学校入学前6ヶ月以内の者	1	"
	生後6ヶ月から24ヶ月に至る期間の者	1	"
ツ反・BCG	生後3ヶ月以上30才未満の者	1	"
ジフテリア	3才以上の接種希望者並びに入学前6ヶ月以内の者		"
インフルエンザ	3才以上の接種希望者	2 (15才以上)	500円

実施場所及び 時 間	ひまわり園1:00~1:30				富浜児童会館				登別支所				登別温泉支所			
	登別支所2:00~2:30				1:00~1:30				1:00~1:30				2:00~2:30			
回 数	1	2	3	予備	1	2	3	予備	1	2	3	予備	1	2	3	予備
3 種 混 合	9/4	9/25	11/6	12/18	9/5	9/26	11/7	12/19	9/4	9/25	11/6	12/18	9/5	9/26	11/7	12/19
回 数	1	検診	2	検診	1	検診	2	検診	1	検診	2	検診	1	検診	2	検診
種 痘	10/4	10/11	3/26	-	10/5	10/12	3/27	-	10/4	10/11	3/26	-	10/5	10/12	3/27	-
生ワクチン	11月13日				11月14日				11月13日				11月14日			
ツベルクリン反応	2月5日				2月6日				2月5日				2月6日			
B C G	2月7日				2月8日				2月7日				2月8日			
回 数	1		2		1		2		1		2		1		2	
インフルエンザ	11/20		11/27		11/21		11/28		11/20		11/27		11/21		11/28	
ジフテリア	3月26日				3月27日				3月26日				3月27日			

中 央 公 民 館	一 時 一 時 三 十 分 終 了	予 防 接 種 名	月 / 日																												
			9 6	13	20	27	10 4	11	18	25	11 1	8	15	22	29	12 6	13	20	24	31	2 5	7	12	14	19	21	26	28	3 7	14	20
		3 種 混 合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		種 痘					○	○	○																					○	○
		ジフテリア	○		○													○	○												
		生ワクチン										○	○	○																	
		ツベルクリン反応																				○	○	○	○						
		B C G																				○	○	○	○						
		インフルエンザ													○	○	○	○													

会 場 変 更

※9月20日、10月4日は観別生活館で。11月1日、8日は商工会館で実施
されますので、該当者は間違のないよう予防接種を受けて下さい。

車検を受けないと走れません

十月一日から 軽自動車も開始

昭和四十八年十月一日から、軽自動車についても検査が始まることになりました。

現在使用中の軽自動車の検査を受ける期間は、届出証の届出年月日より次のようにきめられています。

この期間内に検査を受けないと使用できませんので、必ず受けてください。

なお、検査を受けると検査標章(ステッカー)と検査証が交付されますので、検査標章は前面ガラスの中央上部にはってください。

また、検査証は自動車に備えておく必要があります。

検査を受けるときは、次のものが必要になります。

現在ナンバーをつけて使用している車

△新規検査申請書

△軽自動車届出済証

△保安基準適合証(民間車検を受けた場合)

△保険証明書(保険期間が二年をこえるもの)

△検査手数料六百円(民間車検を受けた場合四百円)
新しくナンバーをつけて使用する車

- △新規検査申請書
 - △完成検査終了証(型式指定の新車)
 - △使用者であることを証明する譲渡証明書等
 - △使用者の住所を証明する住民票等
 - △保険証明書
 - △重量税納付書(新車七千五百円)
- また是非課税証明書(中古車) △印
△検査手数料六百円
(型式指定の新車は四百円)
◎検査は次のところで行ないますので、不明の点はお問い合わせください。
- 軽自動車検査協会 室蘭事務所
(室蘭市東町三丁目TEL六〇)

届出年月日	検査期限
昭和41年12月31日以前	昭和48年10月
昭和42年 1月 1日から昭和42年12月31日まで	昭和48年11月
昭和43年 1月 1日から昭和43年 7月31日まで	昭和48年12月
昭和43年 8月 1日から昭和43年12月31日まで	昭和49年 1月
昭和44年 1月 1日から昭和44年 4月30日まで	昭和49年 2月
昭和44年 5月 1日から昭和44年 8月31日まで	昭和49年 3月
昭和44年 9月 1日から昭和44年12月31日まで	昭和49年 4月
昭和45年 1月 1日から昭和45年 3月31日まで	昭和49年 5月
昭和45年 4月 1日から昭和45年 6月30日まで	昭和49年 6月
昭和45年 7月 1日から昭和45年 9月30日まで	昭和49年 7月
昭和45年10月 1日から昭和45年12月31日まで	昭和49年 8月
昭和46年 1月 1日から昭和46年 3月31日まで	昭和49年 9月
昭和46年 4月 1日から昭和46年 6月30日まで	昭和49年10月
昭和46年 7月 1日から昭和46年 9月30日まで	昭和49年11月
昭和46年10月 1日から昭和46年11月30日まで	昭和49年12月
昭和46年12月 1日から昭和47年 2月29日まで	昭和50年 1月
昭和47年 3月 1日から昭和47年 4月30日まで	昭和50年 2月
昭和47年 5月 1日から昭和47年 7月31日まで	昭和50年 3月
昭和47年 8月 1日から昭和47年10月31日まで	昭和50年 4月
昭和48年11月 1日から昭和48年 1月31日まで	昭和50年 5月
昭和48年 2月 1日から昭和48年 4月30日まで	昭和50年 6月
昭和48年 5月 1日から昭和48年 6月30日まで	昭和50年 7月
昭和48年 7月 1日から昭和48年 8月31日まで	昭和50年 8月
昭和48年 9月 1日から昭和48年 9月30日まで	昭和50年 9月

「たばこ」は市内で買いましょう

昭和48年度たばこ消費税実績
6月分 834万円
(3月~6月分 3,280万円)



- 一五五七)
- 検査受付時間
- ・平日 午前九時から十一時三十分まで
- ・午後一時から四時まで
- ・土曜日午前九時から十一時三十分まで
- 。検査の申込場所
- 室蘭地区軽自動車検査協会東町分室
(室蘭市東町三丁目)に受検日の前日までに申込んでください

股関節脱臼の

検査を

市では、毎年室蘭保健所の協力
を得て乳児の股関節脱臼検査を行
なっております。

今年も次の日程により脱臼検査
を実施いたしますので対象者は、
もれなく受診され、すこやかに、
おそだてください。

▽対象児 生後三ヶ月以上の乳児
▽受診料 一人 一五〇円

実施日	受付時間	実施場所	対象地区
9月11日	10時00分 ~14時00分	鷺別公民館	鷺別町 上鷺別町 富岸町
9月13日	10時00分 ~14時00分	中央公民館	川上町 内川町 来馬町 山崎町 米山町 観別町
9月12日	10時00分 ~14時00分	登民会館	登別町 富浦町 別内町 登別町 登別町 登別町

児童手当の

申請を早めに



今年四月の法改正により、支給
の範囲が拡大されましたが、まだ
申請していない方、又は第三子の
出生によって新しく該当となった
方は、至急、印鑑持参の申請書
してください。

△該当要件

- ・十八才未満の児童を三人以上
扶養し、かつ第三子以降の児
童が昭和三十八年四月二日以
後の生れであること。
- ・四十七年の総所得額が三人扶
養の場合で、おむね二百万
円以下であること。

△受付

福祉事務所社会係及び各支所

心身障害者扶養共済制度に

早く加入手続きを

この制度は、心身に障害のある
方を持つ保護者にかわって、嘆き
わたる心身に障害のある方に年金と
して毎月二万円を給付し、生活の

安定を図ろうとするものです。
加入希望の方は、次により申し
込んでください。

△加入要件

- ・年令が四十五才未満の人
- △心身障害の範囲
- ・精神障害者は知能指数七十五
以下の人。
- ・身体障害者は、一級から三級
までの人。

△掛金

月額一〇〇〇円~一、五〇〇円
(年令に応じて)

△払込期間

六十五才までの最低二十年以
上。

△受付

福祉事務所社会係

災害遺児

手当の申請を

この制度は、市独自で実施して
おりますが、該当者は早急に申請
の手続きをしてください。

△該当要件

- ・災害により児童の父母または
いずれかが死亡もしくは廃疾
となった義務教育中の児童を
扶養していること。
- ・災害とは交通事故、天災など。
- ・当市に六ヶ月以上居住してい
ること。

△受付

福祉事務所社会係

「行方不明者相

談所」を

開設いたします

道内では、例年約七五〇〇人の
ひとが、いろいろな事情で家出を
され、その中約一〇〇〇人が行方
がわからない状況で、昭和三十五
年以來行方不明の方が一万人以上
となっております。

日夜その消息を案じて、心をい
ためておられるご家族の方も多い
ことと思えます。

しかし、行方のわからないひと
のなかには、ご不幸にも、犯罪の
被害を受けたり、不届の客となっ
て身元がわからないまま無縁仏と
して葬られている方もあります。

道警では、このような方をすこ
しでもなくしたいということで、
毎年「行方不明者相談所」を開設
して来ましたが、ことしもつぎの
日程で相談所を開き、みなさんの
ご相談を受け、道内はもとより全
国的な特別調査をいたします。

もし、ご家族の方で行方のわか
らないひとがおられご心配の方は、
個人の名譽と秘密は厳重に守りま
すので、ご遠慮なく相談においで
ください。

△開設日 昭和四十八年九月十二、
十三日の二日間

△開設時間 午前九時から午後四
時まで

△開設場 室蘭警察署
(室蘭警察署から)

ご寄付ありがとうございます

ございます

(愛情銀行へ)

- 室 久吉 鷺別町 五〇〇〇〇円
- 和田英裕 白老町 五〇〇〇円
- 島村六次郎 来馬町 一〇〇〇〇円
- 観別セントラルポウル 観別町 六六四四円
- 日本企業イーストポウル 上鷺別町 五七四〇円

(物品寄贈)

- 中村礼子 来馬町 衣類一〇点
- 小片ミエ 来馬町 学習用品二〇〇点
- 沢向とし子 来馬町 テレビ一台
- 関崎澄子 鷺別町 こいのぼり二匹
- 河野倫子 来馬町 衣類 二〇点
- 置 名 学生服地 四点
- 川田正雄 川上町 衣類 五〇点
- 高橋昇 観別町 〃 七五点
- 鈴木幸子 鷺別町 〃 七〇点
- (古切手寄贈)
- 持丸虎太郎 鷺別町 二、二一五枚
- 小牧サキ 千歳町 二、五〇〇枚
- 草塩建設 観別町 五二〇枚
- 高崎美代 観別町 一、九五〇枚
- 江田千江子 来馬町 二、五〇〇枚
- 東小児童会 〃 二、〇三一枚
- 中島薬局 鷺別町 六〇〇枚
- 石山精肉店 来馬町 三〇〇枚
- 観別自衛隊 〃 七〇〇枚
- 羽二生典子 観別町 六三六枚
- 小山田愛子 カルス町 九〇〇枚